

医療廃棄物を 適正に処理するために

医療関係機関等の皆様へ



品川区

はじめに

～ 医療廃棄物の適正処理について ～

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。(廃棄物の処理および清掃に関する法律第3条)

これは「排出事業者責任」と呼ばれるものです。医療関係機関等においては、医療行為等に伴って排出される廃棄物を適正に処理する必要があります。

国は度重なる法改正において「排出事業者責任」を強化してきており、悪質な医療関係機関等においては廃棄物処理法違反で刑事責任を問われるケースも想定されてきています。

平成21年5月に国(環境省)の策定する「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」が改訂され、これにより、いままで医師等の判断にゆだねられてきた感染性廃棄物の判断基準が、より客観的に判断できるようになりました。また、平成30年3月に同マニュアルの改訂を行い、引き続き適正処理の確保に努めるよう求めています。

このパンフレットは、医療関係機関等から排出される廃棄物、とりわけ感染性廃棄物の具体的な取扱いについて、十分にご理解いただくために作成したものです。

医療関係機関等の皆様におかれましては、このパンフレットを参考にして廃棄物の適正処理に向けた取組みをお願いします。

■このパンフレットで使用している法律等の略語は次のとおりです。

〈法令・施行令・施行規則〉

法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)

令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年9月23日政令第300号)

規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年9月23日厚令法律第35号)

〈マニュアル〉

廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル

(平成30年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

目 次

はじめに ～医療廃棄物の適正処理について～

1 廃棄物の分別方法	2
2 感染性廃棄物の医療関係機関内における管理体制	9
3 施設内における廃棄物の管理	10
4 施設内処理	12
5 感染性廃棄物の委託処理	13
6 マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付	16
7 品川区に医療廃棄物の処理を依頼する場合	18
8 在宅医療廃棄物について	21
9 その他	22

おわりに

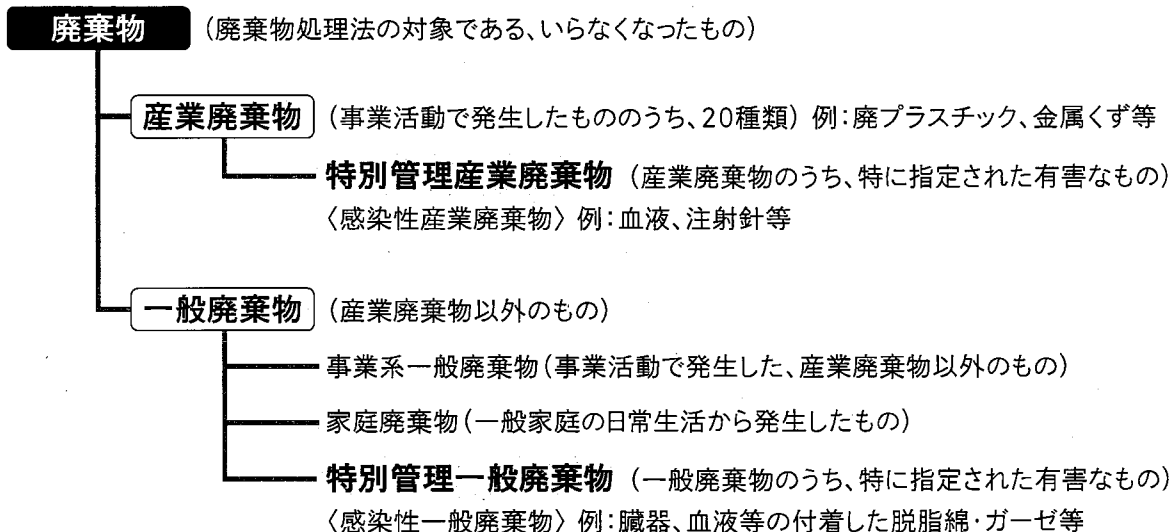
注1 医療廃棄物の処理を許可業者に委託する場合は、
「**1**～**6**、**8**の各項目(**7**以外の全項目)」をお読みください。

注2 品川区に医療廃棄物の処理を依頼する場合は、品川区に「医療廃棄物処理申請書」を提出する必要があります。詳しくは「**7** 品川区に医療廃棄物の処理を依頼する場合」をお読みください。

廃棄物の分別方法

このパンフレットで説明する「廃棄物」は以下の分類となっており、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の大きく二つに分類されます。また、「感染性廃棄物」はそのうち特に指定された有害なものである「特別管理廃棄物」に該当し、その分類により「感染性産業廃棄物」と「感染性一般廃棄物」に分かれます。

■ 廃棄物の分類



● 医療関係機関等から発生する主な廃棄物

廃棄物の区分	種類	具体例
産業廃棄物 (特別管理廃棄物を含む)	燃え殻	焼却灰
	汚泥	血液(凝固したものに限る)、検査室・実験室などの排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
	廃油	アルコール、キシロール、クロロホルム等の有機溶剤、灯油、ガソリン等の燃料油、入院患者の給食に使った食料油、冷凍機やポンプ等の潤滑油、その他の油
	廃酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液
	廃アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液(凝固していない状態のもの)、その他のアルカリ性の液
	廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニールチューブ、その他の合成樹脂製のもの
	ゴムくず	天然ゴムの器具類、ディスプレイの手袋等
	金属くず	金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの
	ガラスくず、 コンクリートくず および陶磁器くず	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
	ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設および汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの
一般廃棄物	紙くず類、厨芥、繊維くず(包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類)、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」等	

(1) 医療廃棄物とは

この用語は、「医療関係機関等の医療行為等に伴って排出される廃棄物」の通称であって、法令上の用語ではありません。

「在宅医療廃棄物」は、家庭廃棄物に分類されることになります。

なお、放射性廃棄物は、廃棄物であっても廃棄物処理法の対象外であり、以下の法律に従って処理してください。

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(昭和32年6月10日法律第167号)

(2) 感染性廃棄物とは

「感染性廃棄物」とは、「医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物またはこれらのおそれのある廃棄物」と定義されています。これらはその種類によって、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物とに分類されます。

また、医療関係機関等以外から発生した同様の性質を持つ廃棄物は、法令上の「感染性廃棄物」ではありませんが、感染性廃棄物に準ずる取扱いが求められます。

(3) 医療関係機関等とは

イ：病院

ロ：診療所

ハ：衛生検査所(臨床検査技師に関する法律第20条の3第1)

ニ：介護老人保健施設(介護保険法第8条第28項)

ホ：介護医療院(介護保険法第8条第29項)

ヘ：その他環境省令で定めるもの

①助産所

②獣医療法第2条第2項に規定する診療施設

③国または地方公共団体の試験研究機関(医学、歯学、薬学および獣医学に係るもの)

④大学およびその附属試験研究機関(医学、歯学、薬学および獣医学に係るもの)

⑤学術研究または製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(医学、歯学、薬学および獣医学に係るもの)

(4) 感染性廃棄物と非感染性廃棄物

病院や診療所等から排出される廃棄物は、大きく分けて次の3種類です。

① 感染性廃棄物

「医療関係機関等から生じ、人が感染し若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ若しくは付着している廃棄物またはこれらのおそれのある廃棄物」

② 非感染性廃棄物

「医療行為等に伴って生じる廃棄物のうち感染性以外の廃棄物」
(感染性廃棄物を確実に滅菌処理した状態のものもこれにあたる)

③ それ以外の廃棄物(非医療廃棄物)

「医療関係機関等から生じる廃棄物のうち、医療行為に伴うもの以外のもの」
(紙くず、生ごみ等、主に一般廃棄物)

なお、注射針等の鋭利なものについては、未使用のもの、消毒等の処理をしたものであっても感染性廃棄物と同等の取扱いになりますので、感染性廃棄物を扱える許可業者に委託し処理してください。

● 感染性廃棄物になるかどうかは、6ページの【図2】のフロー図をご覧ください。

※ 特定薬品等、特別管理産業廃棄物に該当するものも別途ありますので、注意してください。

(5) 紙おむつ

紙おむつの場合は、他の医療廃棄物と一部取扱いが異なり、使用後に排出される紙おむつで①、②に該当するものは、感染性廃棄物になります。

① 血液が付着したもの

② 次のような特定の感染症患者が使用したもの

イ： 指定感染症、新感染症、新型インフルエンザ等の感染症

ロ： 感染症法で一類、二類、三類の感染症

ハ： 感染症法で四類および五類の一部

血液が付着していなければ、②のイ~ハ以外の患者が使用したものは、非感染性廃棄物(事業系一般廃棄物)として区分されます。

● 使用後の紙おむつの取扱いについては、8ページの【表1】をご覧ください。

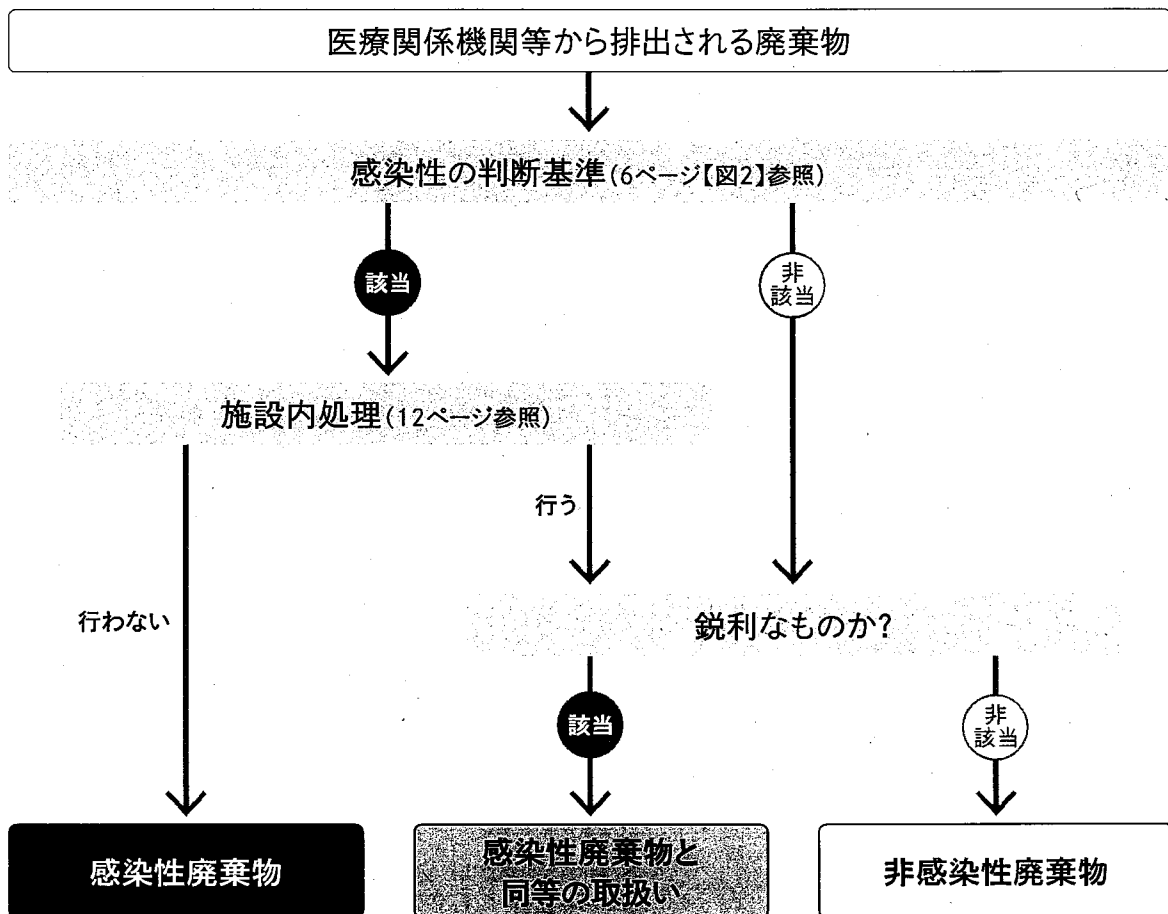
(6) その他

判断フロー図等で判断できないものは、医師等により感染性のおそれを最終的に判断し分別を行います。当該廃棄物の感染性の有無だけでなく

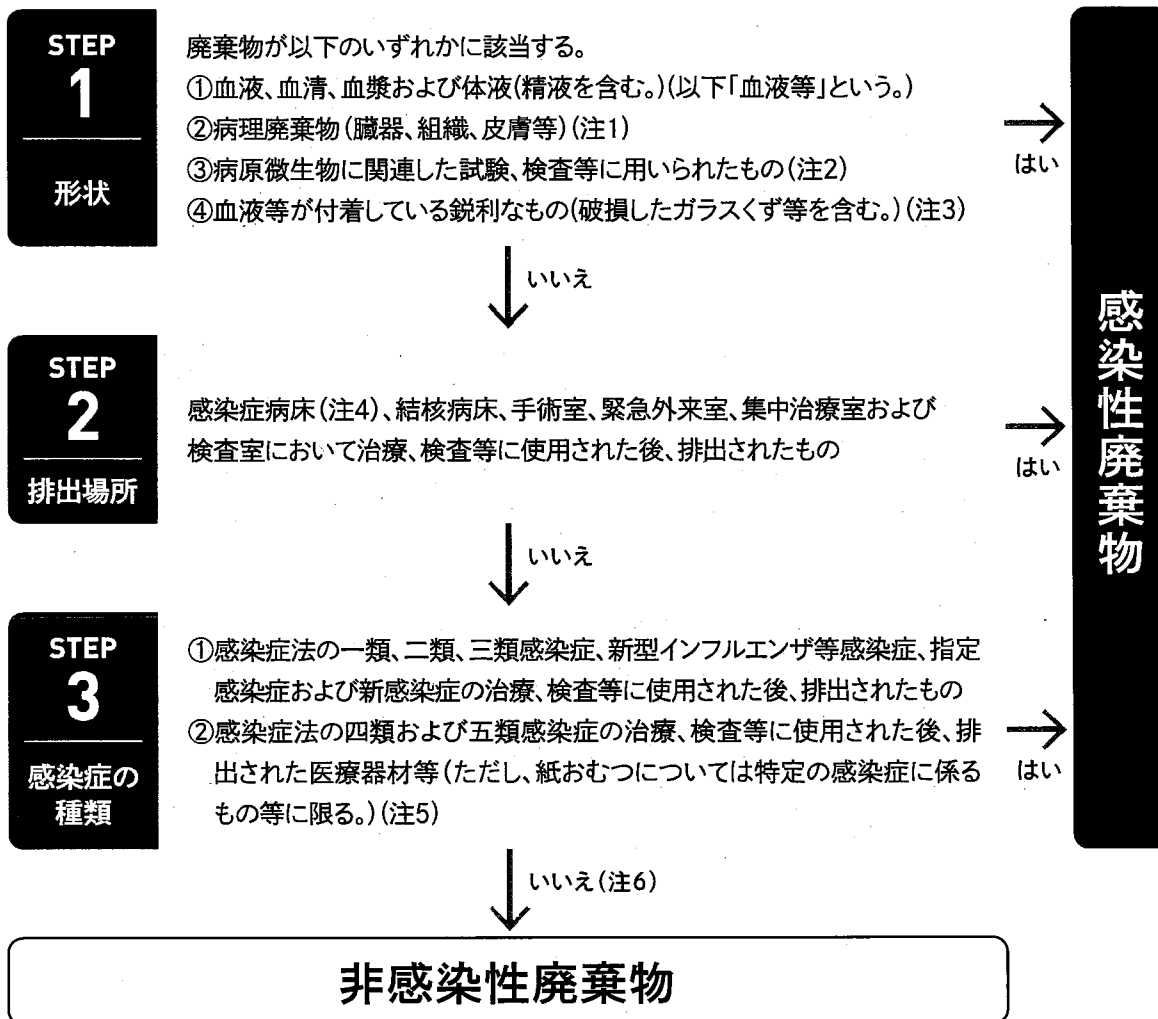
- ① 当該廃棄物はどのように取扱う必要があるか？
- ② 感染性を喪失させる処理は必要か？
- ③ 非感染性廃棄物の処理ルートで処理しても大丈夫か？

などの観点考慮に入れて、適切な分別をしてください。

【図1】非感染性廃棄物の判断フロー図



【図2】感染性廃棄物の判断フロー



注：次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

- ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- ・血液等が付着していない鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む。)

注1：ホルマリン個定臓器等を含む。

注2：病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

注3：医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

注4：感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症の病床

注5：医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスポーザブルの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液パック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿、マスク等)、紙おむつ、標本(検体標本)等

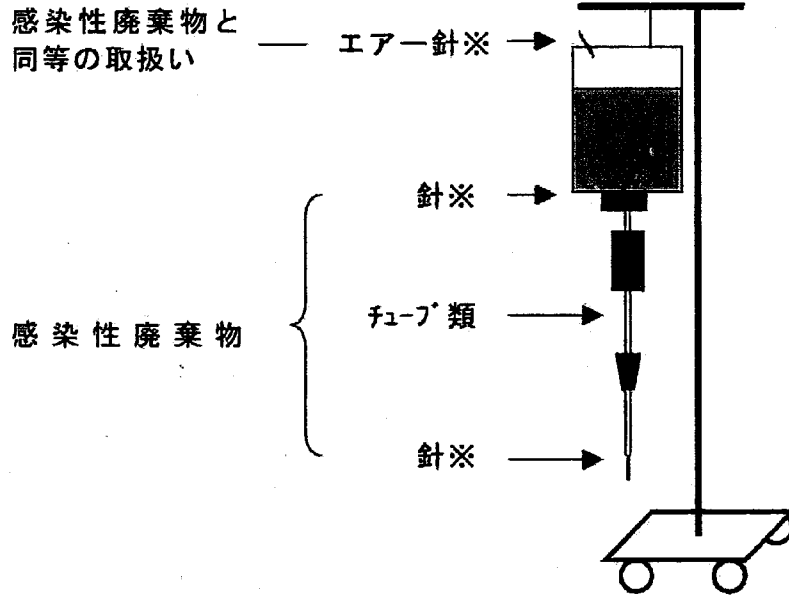
なお、インフルエンザ(鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。)、伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつ(8ページ【表1】参照)は、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

注6：感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等(医師、歯科医師および獣医師)により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

(出典)廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル

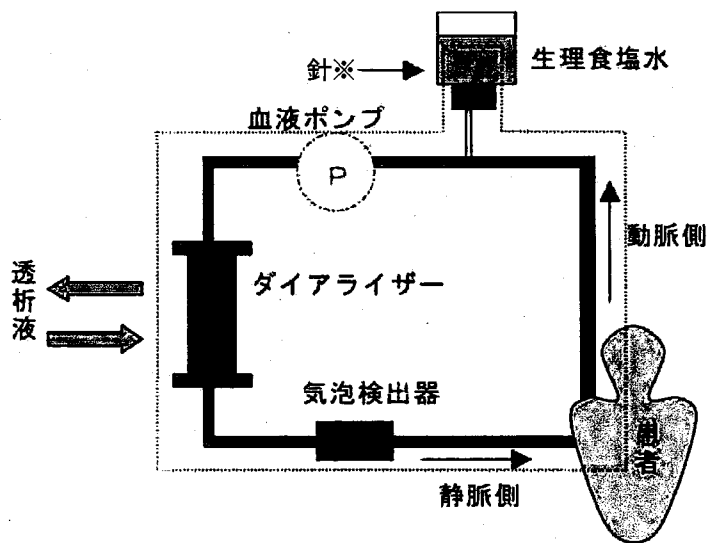
【図3】

(1) 輸液点滴セットについて



※針は感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

(2) 透析等回路について



点線内が感染性廃棄物

※針は感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

ダイアライザー、チューブ等血液が含まれる部分については感染性廃棄物に該当する。

【表1】感染症ごとの紙おむつの取扱い

感染症の種類	病原体名	感染性	備考
一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	○	
二類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。）	○	
三類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	○	
四類	コレラE型肝炎、A型肝炎、炭疽、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）、ポツリヌス症、オムスク出血熱、サル痘、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る）、ニパウイルス感染症、鼻疽、ヘンドラウイルス感染症、類鼻疽、レプトスピラ症	○	
	黄熱、Q熱、狂犬病、マラリア、野兔病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、回帰熱、キャサヌル森林病、コクシジオイデス症、ジカウイルス感染症、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、ライム病	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
五類	クリプトスポリジウム症、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎、ジアルジア症、水痘、先天性風しん症候群、手足口病、突発性発しん、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、無菌性髄膜炎、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、薬剤耐性アシネトバクター	○	
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、クロイツフェルト・ヤコブ病、髄膜炎菌性髄膜炎、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、伝染性紅斑、マイコプラズマ肺炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ	○	
指定感染症		○	
新感染症		○	

※1 ○ 感染性廃棄物 × 非感染性廃棄物

※2 ○、×に従って感染性廃棄物と非感染性廃棄物とを分別して排出しない場合には、全て感染性廃棄物として取り扱うこと。

(出典) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル

感染性廃棄物の医療関係機関内における管理体制

(1) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 (法第12条の2第8項)

病院や診療所等の管理者の方は、施設内における感染事故を防止し、感染性廃棄物を適正に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置してください。

特別管理産業廃棄物管理責任者には、次の資格が必要です。

- ① 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師または歯科衛生士
- ② 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の受講を修了した者(※1)
- ③ 法に定める資格(規則第8条の17)を持った人(※2)

注: 感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物(現像液、定着液など)を排出する場合は、②または③の資格が必要です。

※1 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

◆東京会場の問い合わせ先: (一社)東京都産業資源循環協会 電話03-5283-5455

※2 環境衛生指導員歴2年以上など

(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置および変更の報告

特別管理産業廃棄物管理責任者を設置または変更した場合には、30日以内に東京都知事に報告してください(東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱)。まだ設置の報告をされていない医療関係機関等の方は、産業廃棄物対策課までお問い合わせください。

◆東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課
電話03-5388-3589

産業廃棄物対策課のホームページから届出様式、記載例等が入手できます。

(3) 多量排出事業者の処理計画の作成 (法第12条の2第10項、同第11項)

前年度の廃棄物の発生量が年間50トン以上である病院等(多量排出事業者)は、廃棄物の減量などその処理に関する計画を策定して、東京都知事に報告するとともに、その翌年度にはその計画の実施状況について報告してください。

◆東京都環境局 資源循環推進部 計画課
電話03-5388-3576

東京都環境局トップページ▶「特別管理産業廃棄物」で検索▶多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の概要|東京都環境局▶様式第二号の十三(計画書)、様式第二号の十四(報告書)

(4) 管理規程の作成

医療関係機関等の管理者の方は、施設内における感染性廃棄物の取扱いについて、必要に応じて管理規程を作成してください。

管理規程には、感染性廃棄物の具体的な取扱い方法、廃棄物の種類に応じた取扱い上の注意事項等を定め、施設内の関係者に周知徹底してください。

(5) 帳簿の記載と保存 (法第12条の2第14項、法第7条第15項、同第16項)

医療関係機関等の管理者の方には、感染性廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを常に把握し、処理について帳簿を作成する義務があります。帳簿は1年ごとに閉鎖し、その後事業所ごとに5年間保存してください。

なお、運搬または処分を委託した場合には、当該委託に係る事項は記載不要です。

◎帳簿の記載事項

自ら運搬 ①当該感染性廃棄物を生じた事業所の名称および所在地

②運搬年月日

③運搬方法および運搬先ごとの運搬量

④保管積替え場所ごとの排出量

自ら処分 ①当該感染性廃棄物の処分を行った事業所の名称および所在地

②処分年月日

③処分方法ごとの処分量

④処分後の持出先ごとの持出量

3

施設内における廃棄物の管理

(1) 分別

廃棄物は、施設内では次のように分別してください。

①感染性廃棄物

②感染性廃棄物以外の産業廃棄物

③感染性廃棄物以外の一般廃棄物(紙くず、厨芥等)

感染性廃棄物は、梱包が容易にできるよう、性状に応じて排出時点で次のとおり分別してください。

①液状または、泥状のもの

②固形状のもの

③鋭利なもの

※発生源で分別してください。

※後で分けるのは危険です。

※必ず発生した場所、発生した時点で分けましょう。

※水銀を含むごみは適正に処理しましょう。

(2) 梱包

感染性廃棄物は、次のように性状に応じて適切な(密閉できる、収納しやすい、損傷にくい)、かつ施設内移動時に内容物が飛散・流出するおそれのない容器を使用してください。一括梱包する場合には、性状に応じた材質等を併せ持つものでなければなりません。分別後は密封してください。

(令第6条の5第1項第1号、規則第1条の11の2)

- ① 鋭利なもの…耐貫通性のある堅牢な容器
- ② 液状または泥状のもの…密閉容器
- ③ 固形状のもの…丈夫なプラスチック袋を二重にして使用、または堅牢な容器

(3) 表示 (令第6条の5第1項第1号、規則第1条の10)

関係者が感染性廃棄物であることを識別できるよう、梱包容器にはバイオハザードマークを付けてください。

- ① 鋭利なもの(注射針等)……………黄色
- ② 液状または泥状のもの(血液等)……………赤色
- ③ 固形状のもの(血液等が付着したガーゼ等)……………橙色

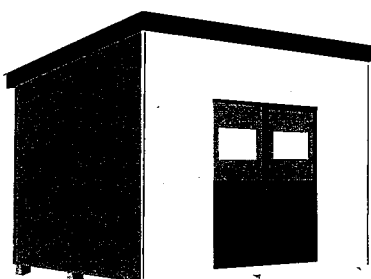


バイオハザードマーク

(4) 感染性廃棄物の保管 (法第12条の2第2項、規則第8条の13)

- ① 感染性廃棄物の保管はできる限り短期間にします。
- ② やむを得ず長期間保管する場合は、容器に入れ密閉し、冷蔵庫に入れるなど腐敗しないようにしてください。
- ③ 感染性廃棄物の保管は、他の廃棄物とは別の保管施設で行ってください。専用の保管施設が設置できない場合には、関係者以外が立ち入れないように配慮してください。診察室など、患者の方と接触する場所で保管はしないでください。
- ④ 保管施設には、関係者の見やすい箇所に、感染性廃棄物の保管場所であることがわかるように、取扱注意等の表示をしてください(【図4】参照)。なお、施設は周囲に囲いをしてください。

【図4】感染性廃棄物保管場所の図



縦および横それぞれ60cm以上の掲示板には以下のことを明示すること

- 感染性廃棄物の保管場所であること
- 保管する感染性廃棄物の種類

【注意】※感染性廃棄物保管場所につき関係者以外立入禁止
※許可なくして梱包容器の持ち出し禁止
※梱包容器は破損しないように慎重に取扱うこと
※梱包容器の破損等を見つけた場合は下記へ連絡してください。
特別管理産業廃棄物管理責任者 ○○ ○○
連絡先 TEL.00-0000-0000

施設内処理

(1) 感染性廃棄物の施設内処理

医療関係機関等から発生した感染性廃棄物を自ら処理する場合には、次の5つの方法により、感染性を失わせる処理を行ってください。感染性を失わせる処理をしたものは、非感染性廃棄物として処理することができます。

(鋭利なものは除く 5ページの【図1】参照)

- ① 焼却設備を用いて焼却する方法
- ② 熔融設備を用いて熔融する方法
- ③ 高圧蒸気滅菌(オートクレーブ)装置を用いて滅菌する方法
(さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。)
- ④ 乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法
(さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。)
- ⑤ 肝炎ウイルスに有効な薬剤または加熱によって消毒する方法
(さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること。)

ただし、感染症法および家畜伝染病予防法に規定する疾患に係る感染性廃棄物にあつては、当該法律に基づく消毒をしてください。〔「特別管理一般廃棄物および特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法(平成4年厚生省告示第194号)」〕

※施設内処理の注意点

- ・ 焼却または熔融設備を用いる場合、東京都知事の設置許可が必要な場合があります。必ず事前に東京都環境局へお問い合わせください。

◆お問い合わせ先:東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 指導担当
電話03-5388-3586

- ・ 焼却または熔融設備を用いる場合には、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第126条における小規模の廃棄物焼却炉の規制に該当する場合があります。
- ・ 停電などの事故時に廃棄物が飛散流出して院内感染が発生しないように、病院や診療所の管理者の方は、緊急時対応のマニュアルを作成するなど、万が一の事故に備えてください。

非感染性廃棄物にして終わりではありません。最終処分が終了するまで排出事業者責任が問われます。次章の「感染性廃棄物の委託処理」と第6章の「マニフェストの交付」をよくご覧になって、最終処分まできちんと確認するようにしてください。

感染性廃棄物の委託処理

医療関係機関等で廃棄物の処理を自ら行わない場合は、適法な許可を有する処理業者に処理を委託しなければなりません。(法第12条第5項、法第12条の2第5項)

(1) 許可業者を選ぶ

廃棄物の処理業者は、大きく分けて排出される廃棄物を収集・運搬する「収集運搬業者」と、それを焼却などの処理をする「処分業者」(処理後、埋立てする最終処分業者も分類としては含まれますが、通常は最終処分業者と直接契約することはないため、ここでは中間処理業者のみとします。)の2種類があります。

● 収集運搬業者選択のポイント

- ・ 収集運搬させたい廃棄物の品目について、許可を取得しているか?
- ・ 廃棄物を排出する医療関係機関等が所在する自治体と、持込先の処分業者が所在する自治体の両方で許可を取得しているか?

● 処分業者選択のポイント

- ・ 処分する廃棄物の品目について許可を取得しているか?
- ・ 中間処理後の廃棄物の行き先を明確にしているか?

医療関係機関等から排出される廃棄物には「感染性廃棄物」、「非感染性廃棄物」、「非医療廃棄物」の3種類があります。

① 感染性廃棄物

感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物に分かれますが、いずれの廃棄物についても感染性産業廃棄物の許可業者が処理できるようになっています。

(法第14条の4第17項、規則第10条の20)

従って、感染性廃棄物については、特別管理産業廃棄物で感染性産業廃棄物の許可を取得している業者と契約してください。

② 非感染性廃棄物(廃プラスチック類、ガラスくず、金属くずなど)

産業廃棄物の該当する品目の許可を取得している業者と契約してください。

③ それ以外の廃棄物(非医療廃棄物:紙くず、厨芥ごみなど)

一般廃棄物の許可を取得している業者と契約してください。

※②非感染性廃棄物と③それ以外の廃棄物については、一定の条件のもと、品川区に処理を依頼することができます。詳細につきましては、18ページ「品川区に医療廃棄物の処理を依頼する場合」をご覧ください。

(2) 廃棄物処理業者の選定方法

① 感染性廃棄物および産業廃棄物の処理

東京都のホームページから処理業者を検索する。

東京都環境局トップページ▶「処理業者検索」で検索▶東京都産業廃棄物処理業者検索|東京都環境局▶産業廃棄物処理業者情報の検索(外部サイト)

② 事業系一般廃棄物の処理

品川区のホームページから処理業者を検索する。

品川区トップページ▶環境・まちづくり▶ごみ・リサイクル▶事業者の方向けの情報▶一般廃棄物処理業について▶【普通ごみ】許可業者一覧

(3) 委託契約を締結する

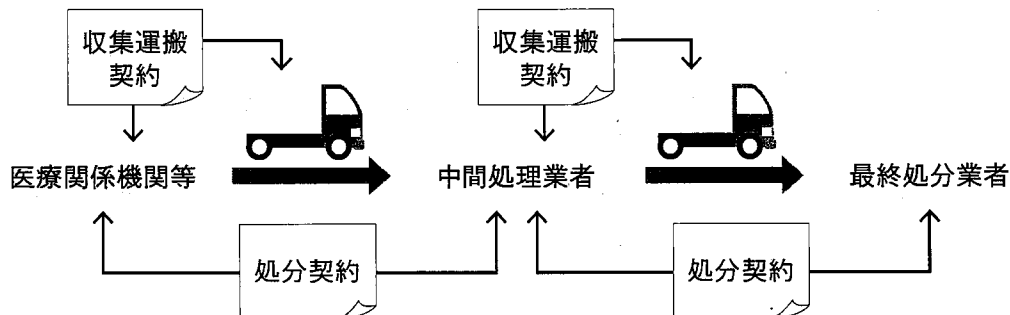
① 委託契約は必ず書面で行う。(令第6条の2第4号、令第6条の6第2号)

② 収集運搬業者と処分業者のそれぞれ別々に契約する。(法第12条第5項)

収集運搬業者だけと契約している場合は、搬入先の処分業者と契約していないことになり、法令違反となります。

(ただし、収集運搬業者と処分業者が同一の場合は、一つの契約でかまいません。)

【図5】契約の相手先



③ 契約書に許可証の写しを添付する。(規則第8条の4)

(許可期限、許可の区分・条件、許可の自治体名などを確認してください。)

④ 契約書に含めなくてはならない必要事項(令第6条の2第4号)

(廃棄物処理法では、契約書の中に必ず記載しなければならない必要事項が規定されており、15ページ【表2】に示しています。)

⑤ 契約書は5年間保存する。(令第6条の2第5号、規則第8条の4の3)

【表2】委託契約書に含める事項

必要な事項	委託の種類への対応	
	収集運搬	処分
委託する産業廃棄物の種類	適用	適用
委託する産業廃棄物の数量	適用	適用
運搬の最終目的地	適用	
処分または再生の場所の所在地		適用
処分または再生の方法		適用
処分または再生の施設の処理能力		適用
最終処分の場所の所在地		適用
最終処分の方法		適用
最終処分施設の処理能力		適用
委託契約の有効期間	適用	適用
委託者が受託者に支払う料金	適用	適用
産業廃棄物許可業者の事業の範囲	適用	適用
積替え又は保管(収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る)		
積替え保管場所の所在地	適用	
積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類および保管上限	適用	
安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への拒否等	適用	
委託者側から適正処理に必要な情報		
産業廃棄物の性状および荷姿に関する事項	適用	適用
通常の保管で、腐敗・揮発等の性状の変化に関する事項	適用	適用
他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	適用	適用
JIS C0950に規定する含有マークの表示に関する事項	適用	適用
石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨	適用	適用
その他取り扱う際に注意すべき事項	適用	適用
契約期間中に適正処理に必要な情報(上記の6項目)に変更があった場合の情報伝達に関する事項	適用	適用
委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項	適用	適用
委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い	適用	適用

マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付

マニフェスト(産業廃棄物管理票)制度は、事業者が産業廃棄物処理業者に委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを、管理票の返送を受けて確認することにより、適正な委託処理を確保する制度です。すべての産業廃棄物が対象となります。

(1) マニフェストの交付について(法第12条の3条1項)

- ① 医療関係機関等は、感染性廃棄物の処理を処理業者に委託して行う場合、感染性廃棄物を引き渡す際に、廃棄物の種類、量、性状、取扱方法等を記載したマニフェストを交付してください。(法第12条の3第1項)
- ② 医療関係機関等は、マニフェストの交付に代えて、電子マニフェストを利用することができます。
- ③ 医療関係機関等は、感染性廃棄物が適正に処理されたことを、処理業者から返送されるマニフェストにより確認してください。(法第12条の3第6項)
- ④ 医療関係機関等は、交付したマニフェストおよび返送されたマニフェストを、送付を受けた日から5年間保存してください。
- ⑤ 収集運搬業者および処分業者は、運搬または処分が終了した日から10日以内に、マニフェストを医療関係機関等に送付することになっています。
- ⑥ 医療関係機関等は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間のマニフェストの交付状況に関する報告書を東京都知事に提出しなければなりません。(法第12条の3第7項)※(2)参照
- ⑦ 医療関係機関等は、マニフェストが定められた期間内(表3)に戻ってこない場合や記載漏れ、虚偽の記載がある場合は、処理業者に確認の上、東京都へ報告してください。感染性廃棄物は特別管理産業廃棄物に該当しますので、60日以内に運搬又は処分終了の報告がない場合は、30日以内に東京都知事に報告を行わなければなりません。(法第12条の3第8項)

◆お問い合わせ先: 東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課

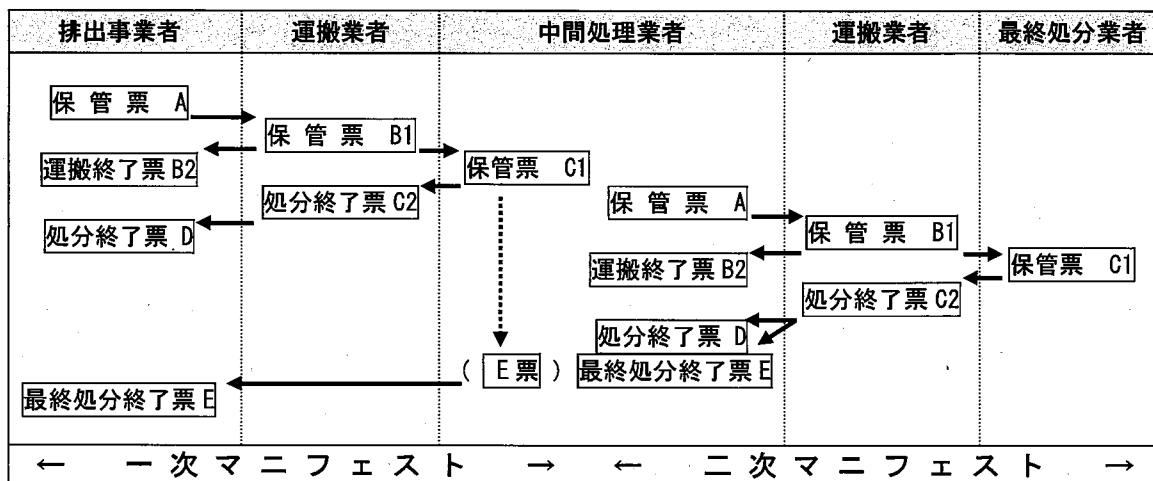
電話03-5388-3586 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

【表3】定められた期間(マニフェスト)

伝票	主旨	ルート	処分業者の送付期限	排出事業者が送付を受けるまでの期限
A	控え	排出事業者保管		
B1	運搬終了	運搬業者保管		
B2	運搬終了	運搬業者⇒排出事業者	運搬を終了した日から10日	交付の日から90日 特別管理産業廃棄物の場合は60日
C1	処分終了	処分業者保管		
C2	処分終了	処分業者⇒運搬業者		
D	処分終了	処分業者⇒排出事業者	処分を終了した日から10日	交付の日から90日 特別管理産業廃棄物の場合は60日
E	最終処分終了	処分業者⇒排出事業者	二次マニフェスト*のE票の送付を受けた日から10日	交付の日から180日

* 二次マニフェスト: 中間処理業者が最終処分業者に処理を委託する際に交付するマニフェストのこと

〈マニフェストの流れ〉



※保管票Aと戻ってきたマニフェストにより適正処理されたことを確認します。交付したマニフェストおよび返送されたマニフェストを、送付を受けた日から5年間保存しなくてはなりません。

(2) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出について

(法第12条の3第7項)

医療関係機関等は、事業所ごとに、その年の3月31日以前の1年間において交付したマニフェストの交付等の状況(産業廃棄物の種類および排出量、マニフェストの交付枚数等)について、毎年6月30日までに東京都知事に報告を行わなければなりません。

医療関係機関等につきましても提出が必要となりますので、日々のマニフェストおよび帳簿管理等に十分留意してください。東京都環境局のホームページで情報提供しています。

ただし、電子マニフェストを利用した場合には、情報処理センターが集計して報告を行うため医療関係機関等が自ら東京都知事に報告する必要はありません。

※電子マニフェスト(法第12条の5)

電子マニフェスト制度とは、(財)日本産業廃棄物処理振興センター(JWNET)が運営する情報処理センターにパソコンやスマートフォンなどから電子化したマニフェスト情報を登録し、情報のやり取りをするものです。

電子マニフェストを利用する場合、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が事前に加入手続きを行う必要があります。

産業廃棄物全般についての問い合わせ先

東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課

◆指導担当 電話03-5388-3586

◆受入担当 電話03-5388-3588

◆審査担当 電話03-5388-3587

◆規制監視担当 電話03-5388-3589

品川区に医療廃棄物の処理を 依頼する場合

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。〔廃棄物の処理および清掃に関する法律(第3条)〕

したがって、医療関係機関等がその事業活動に伴って生じた一般廃棄物および一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物の収集・運搬を品川区に依頼する場合は、事前に清掃事務所(区長あて)に申請し承認を得るとともに以下の基準を遵守してください。

◎一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物とは…

事業者が自己処理すべきものとしている産業廃棄物のうち

①ガラスくずおよび陶器くず

②金属くず

③廃プラスチック等については一定の基準を設け、一般廃棄物と同様の方法で処理しています。なお、全国的には法第10条第2項の規定により市町村が処理する産業廃棄物をいいます。

(1) 品川区に収集等を依頼できる医療関係機関等

次に該当する医療関係機関等は、品川区に収集・運搬を依頼することができます。ただし、生検所、医療関係研究機関等は除きます。

○排出日量が平均40kg未満の医療関係機関等

(2) 品川区が収集・運搬をすることができる廃棄物

①感染性廃棄物を医療関係機関等内で法定された滅菌方法により処理したもの
(12ページ参照)

②非感染性廃棄物

(感染性廃棄物と同様の取り扱いとなる鋭利なものは除く)

③それ以外の廃棄物(非医療廃棄物)

(待合室や事務所など医療行為を行わない場所から生じる紙くず類、生ごみ類、古紙等など)

※診療所等と住居が併設されている場合、住居部分から生じるものは通常の家庭廃棄物として品川区が収集しますので、診療所等の廃棄物と分別して出してください。

(3) 品川区に収集・運搬を申請する場合の手続き等

上記①、②の収集・運搬を品川区に依頼する場合は、医療廃棄物処理申請書(23ページ記入例参照)により、事前に清掃事務所(区長あて)に申請し承認を得る必要があります。承認期間は2年間とし、2年毎に申請を行っていただきます。なお、年度途中の申請は承認期間が短縮されます。

※上記③(非医療廃棄物)のみ品川区に収集・運搬を依頼する場合は、この申請を行う必要はありません。

(4) 品川区が収集・運搬・処分できる医療廃棄物具体例

- ① 事業系一般廃棄物…ガーゼ、脱脂綿等、紙おむつ
 ※紙おむつは汚物を取り除いてから排出してください。なお、感染症の種類によっては、滅菌処理が必要になります。(8ページ【表1】参照)
- ② 産業廃棄物…金属くず、ガラスくず、廃プラスチック等
 ※感染性廃棄物については、滅菌処理し感染の危険がなくなったものに限りま。

◎品川区では収集・運搬できない廃棄物

- ① 感染性廃棄物
- ② 感染性廃棄物と同等の取扱となる鋭利なもの(医療機材としての注射針、メス、破損したガラス製品など)
- ③ 液状、泥状の廃棄物(血液、レントゲン廃液、油類、薬品類等)
- ④ 臓器類
- ⑤ その他適正に処理することが困難なもの

※感染性廃棄物を滅菌等の処理をしないで排出された場合は、法律違反となりますので、ご注意ください。

(5) 医療廃棄物の出し方

医療廃棄物を排出する際は、滅菌処理や管理等に十分注意し、収集の際に危険のないようにしたうえで、廃棄物の量に見合うだけの「有料ごみ処理券」(次ページ参照)および次の「識別シール」を貼って、戸別に決められた日時・場所に出してください。

- ① 感染性廃棄物を環境大臣が定める方法により非感染性廃棄物に処理したもの

滅菌処理済
医療機関名
管理責任者
排出年月日

緑色

- ② 最初から非感染性の廃棄物

非感染性廃棄物
医療機関名
管理責任者
排出年月日

青色

「識別シール」は、東京都大田福祉工場で販売しています。

◆お問い合わせ先: 社会福祉法人東京コロニー 東京都大田福祉工場
 大田区大森西2-22-26 TEL.03-3762-7611

※各医療機関で、緑色・青色の紙にパソコン等で作成したものを貼付してもかまいません。

■有料シール容量別料金表

券種	料金表	
	1セット	1枚あたり
10リットル券(1セット10枚)	870円	87円
20リットル券(1セット10枚)	1,740円	174円
45リットル券(1セット10枚)	3,910円	391円
70リットル券(1セット5枚)	3,045円	609円

(令和5年10月改定)

- (6) 減菌等の処理確認 -----
 医療関係機関等には法令に基づき、減菌処理器材もしくは、減菌済の廃棄物を調査させていただく場合もありますので、ご了承ください。
- (7) ルールに違反した場合 -----
 品川区が決めたルールに違反する行為を行った医療機関に対しては、収集・運搬をお断りする場合もありますのでご注意ください。
- (8) 廃棄物を直接処理施設に持ち込む場合 -----
 医療関係機関等から発生する一般廃棄物を直接清掃工場等の処理施設への持ち込む場合は、所定の様式に基づき、事前に品川区清掃事務所への申請が必要です。なお、感染性廃棄物は持ち込めませんのでご注意ください。
- (9) 廃棄物の処理を専門の処理業者に委託しなければならない -----
 医療関係機関等
- ①施設内で発生する感染性廃棄物および注射針等の鋭利なものについて、法定の処理により非感染性廃棄物として取扱えるように適正処理することができない医療関係機関等
 - ②施設内で発生する廃棄物の処理を、品川区に申請できる医療関係機関等以外の医療関係機関等(3ページの(3)医療関係機関等とは【ハおよびへ③~⑤】参照)

在宅医療廃棄物について

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物(在宅医療廃棄物)については、平成17年9月8日に環境省(旧厚生省)通知にて、もっとも望ましい方法として、**注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する。**その他の非鋭利な物は区市町村が一般廃棄物として処理することが示されています。

不適正に排出された場合の、住民や収集職員の事故防止の観点から、適正処理推進のため以下のとおりご協力をお願いします。

- ① 医師が在宅医療において使用した注射針等鋭利な物は、医師が医療機関に持ち帰り、医療機関からの廃棄物として処理してください。
- ② 在宅医療により不要となった注射針については、品川区薬剤師会の会員薬局で回収を行っていますので、『使用済み注射針回収薬局』の看板のある薬局へ持参するようにご指導ください。
- ③ その他の在宅医療廃棄物については、品川区版「資源・ごみの分け方・出し方」に従って排出することになります。患者および家族に対する在宅医療廃棄物の排出指導等について、医師の皆様のご指導、ご協力をお願いします。

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物には、下記のようなものがあります。

燃やすごみ	ガーゼ、脱脂綿類、試験紙、紙おむつ、薬の外箱、梱包材等、点滴バッグ、プラスチック製注射筒、CAPDバッグおよび付属のチューブ類等
陶器・ガラス・金属ごみ	ガラス製の注射筒・あきびん等

※家庭から排出する場合の留意点

- ① CAPDバッグなどは、中の残存物を適正に処理し、空にして排出してください。
※残存物の処理については、かかりつけの医師や処方を受けた薬局などに相談してください。
- ② 血液の付着したガーゼや脱脂綿類などは、外から見えないように新聞紙などに包んで排出してください。
- ③ 紙おむつは汚物を取り除き、臭気をもれないように袋に入れ、袋の口を縛って排出してください。

その他

妊娠4ヶ月(12週)未満の中絶胎児等の取扱いについて -----

都条例「胞衣および産汚物取締条例」により許可を得た収集運搬業者に依頼するようお願いします。

◆お問い合わせ先:東京都福祉保健局 医療政策部 医療安全課 指導係
TEL. 03-5320-4432

おわりに

管理者は、できるだけ廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物の減量・減容を図るとともに、積極的に再利用再資源化に取り組むよう心がけてください。

医療関係機関等の皆様は、廃棄物の適正な処理に努めるよう、重ねてお願いします。

7 ~ 8 についての問い合わせ先

◆品川区清掃事務所品川庁舎

品川区大崎1-14-1

TEL03-3490-7051 FAX.03-3490-7041

- 廃棄物を区の収集に出す場合(P.18の7(3)参照)
申請者欄と太枠「申請欄」「※参考欄」を記入してください。
- 廃棄物の収集・運搬を委託処理している場合
申請者欄と太枠「※参考欄」を記入してください。

記入例

医療廃棄物処理申請書

○年○月○日

品川区長 あて

申請者	医療機関名	○△医院
	管理者	品川 太郎
	所在地	品川区 ○□1-1-1
	電話	03 (3490) 7051

医療廃棄物の処理について、下記のとおり申請します。

申請	管理責任者	職 醫師 氏名 品川 太郎							
	業態および規模	① 病院 ② 診療所(一般・歯科) ③ 老人保健施設			④ 助産所 ⑤ 動物診療施設				
申請	申請する廃棄物の種類および日量	種類	非感染性廃棄物		非医療廃棄物		計		
		燃やすごみ	2	kg	3	kg	5	kg	
申請	申請する廃棄物の種類および日量	陶器・ガラス・金属ごみ	1	kg	1	kg	2	kg	
		感染性廃棄物の滅菌処理方法	① 焼却 ② 熔融 ③ オートクレーブ ④ 乾熱滅菌 ⑤ 煮沸						
申請	感染性廃棄物へ識別ステッカーの貼付状況	⑥ その他感染性病原体に有効な方法()							
		①貼付している ②貼付していない ③貼付することを知らない							
申請	遵守事項	④入手方法を知らない ⑤その他()							
		排出場所 ① 専用の保管場所 ② 戸別に決められた場所 ③ その他()							
※参考欄	業者委託している医療廃棄物の種類および排出日量	種類	感染性廃棄物		非感染性廃棄物		計		
		一般廃棄物	2	kg	2	kg	4	kg	
		産業廃棄物	3	kg	2	kg	5	kg	
	収集運搬を委託している業者名	業者名	○○運輸株式会社						
	処分を委託している業者名	許可番号	1234 号						
※参考欄	業者委託している業者名	業者名	○○興業株式会社						
		許可番号	4321 号						
承認欄	所長	庶務係長	許可指導係長	事業係長	統括技能長	技能長	事務所印		
	※参考欄は業者委託をしている場合のみ記入してください。								
備考									

医療廃棄物処理申請書

年 月 日

品川区長 あて

申 請 者	医療機関名	
	管 理 者	
	所 在 地	品川区
	電 話	() ()

医療廃棄物の処理について、下記のとおり申請します。
下記番号に○印を記入してください。

申 請	管理責任者	職 氏名					
	業態および規模	① 病院 ② 診療所(一般・歯科) ③ 老人保健施設 ④ 助産所 ⑤ 動物診療施設 (従業員数 名) (病床数 床)					
		申請する廃棄物の種類および日量		種 類	非感染性廃棄物	非医療廃棄物	計
			燃やすごみ	kg	kg	kg	
			陶器・ガラス・ 金属ごみ	kg	kg	kg	
	感染性廃棄物の滅菌処理方法		① 焼却 ② 溶融 ③ オートクレーブ ④ 乾熱滅菌 ⑤ 煮沸 ⑥ その他感染性病原体に有効な方法()				
	感染性廃棄物へ識別ステッカーの貼付状況		①貼付している ②貼付していない ③貼付することを知らない ④入手方法を知らない ⑤その他()				
	排出場所		① 専用の保管場所 ② 戸別に決められた場所 ③ その他()				
	遵守事項		① 区の処理計画に従って廃棄物を排出します。 ② 感染性廃棄物(業者委託分)と非感染性廃棄物は区分して排出します。				
	※ 参 考 欄	業者委託している医療廃棄物の種類および排出日量	種 類	感染性廃棄物	非感染性廃棄物	計	
			一般廃棄物	kg	kg	kg	
				産業廃棄物	kg	kg	kg
収集運搬を委託している業者名		業者名					
処分を委託している業者名	業者名						
	許可番号	号					
承認欄	所 長	庶務係長	許可指導係長	事業係長	統括技能長	技能 長	事務所印
備考	※参考欄は業者委託をしている場合のみ記入してください。						

令和5年1月発行「医療廃棄物を適正に処理するために」

(令和5年10月一部改正)

編集・発行/品川区清掃事務所許可指導係

〒141-0032品川区大崎1-14-1

電話：03-3490-7034 FAX：03-3490-7041